

資料編（部位の設定）

主な修正内容

修正内容	修正内容の詳細	例
基準を設定する 部位の追加	主な部位(室内であれば床、壁、天井、 建具、造り付け家具、主な設備、その他 部屋ごとに特徴のあるもの)に基準を 設定していたが、復原や整備方法につい て検討していくにあたり、 保存すべき箇所、手を入れてよい箇所が すべての部材において把握できるように より細かく部位を分け、基準を設定した。	巾木、ドアノブ、配管用の開口、 網戸のレール等
本体・仕上を分けて 基準を設定する 箇所の追加	当初の本体・躯体に新しい仕上が施され ている部分が新たに確認できたため、本 体と仕上を分けて基準を設定した。	当初の材の上に、後世新しくペンキが 塗られてた扉については、 「本体:基準1」とし、復原予定の有無 によって「仕上:基準3(復原後 基準 2)」、「仕上:基準4」とした。
今後の保存方針 との連動	「基準4」としていたもののうち、材料や 意匠を厳密に保存する必要がないもの は「基準5」とした。	新規のカーテンやカーテンレールを 「基準4」から「基準5」に変更した。
当初材の判断の 再検討	当初・新規の判断がつきにくかったもの について再検討し、一部を修正した。	一部のガラス、鏡等